

(別添)

地方公共団体等が実施する食品安全に関するコミュニケーションへの
協力、支援等に係る事務要領

〔 令和 2 年 2 月 26 日 〕
消費者庁消費者安全課
最終改正：令和 4 年 4 月 4 日

1 趣旨

この要領は、地方公共団体等が行う消費者等を対象とする食品の安全性の確保に関する講演会、意見交換会、勉強会、その他食品の安全性の確保に関する消費者の知識と理解の増進に向けた取組（以下「コミュニケーション」という。）に対し、消費者庁が協力、支援等（「消費者庁の後援等名義及び祝辞等に関する規程」（平成 21 年消費者庁訓令第 9 号）に基づく後援、協賛、賛助、監修等の名義の使用を除く。以下「協力等」という。）を実施する際の事務手続等について定めるものとする。

2 協力等の内容

消費者庁は、地方公共団体等が行うコミュニケーションについて、次に掲げる協力等を行うことができる。

- ア 共催
- イ 講師紹介、講師派遣
- ウ 企画・運営に関する助言
- エ 資料提供

3 主催者及び関係者に関する基準

協力等の対象となるコミュニケーションの主催者は、次のいずれかに該当し、かつ、主催者及び関係者が信用し得る者とする。

- ア 地方公共団体

- イ 公益法人（宗教法人を除く。）、特定非営利活動法人又はこれに準ずる団体であって、食品衛生、食育等に関する事業を行うことを設立目的とし、次の（ア）及び（イ）に適合する者

（ア）主催者の存在が明確であり、継続的な活動実績を有し、事業遂行能力が十分に
あると判断されるものであること

（イ）規約、会則等の定めがあり、団体意思が明らかであること

- ウ ア及びイに掲げる者に準ずると認められる者

4 共催の内容に関する基準

共催の対象となるコミュニケーションの内容は、次に適合するものとする。

- ア 消費者庁が推進する食品の安全性の確保に関する消費者の知識と理解の増進に
寄与するものであること

- イ 行事等の所要経費についての資金計画が適切なものであること

- ウ 「3 主催者及び関係者に関する基準」のイ又はウに該当する法人又は団体が主催するコミュニケーションにあつては、一般消費者に原則無償で公開されるものとし、かつ、当該法人又は団体の会員でない者の参加が過半を占めると見込まれるなど、特定の者の利益が図られるおそれのないものであること
- エ 事故防止及び公衆衛生のための措置が十分に講じられているものであること

5 共催の申請手続

消費者庁との共催を希望するコミュニケーションの主催者（以下「申請者」という。）は、当該コミュニケーションの1か月前までに第1号様式の共催承認依頼書（以下「承認依頼書」という。）に次に掲げる関係資料を添付し、消費者庁消費者安全課に申請するものとする。

- ア コミュニケーションの概要（目的、日時、場所、参加者、内容、他の主催等の団体（申請中のものを含む。）等）を明らかにする書類（実施要領等）
- イ 経費の収支予算書
- ウ 主催者が民間団体である場合には、定款又は寄付行為、会則、役員名簿、活動状況等その団体の性格及び内容を明らかにする書類
- エ その他必要な書類

6 共催承認の通知

- (1) 消費者庁は、「5 共催の申請手続」の規定による承認依頼書の提出があつた場合において、共催を承認するときは第2号様式の共催承認通知書（以下「承認通知書」という。）により、承認しないときはその旨を書面により申請者に通知する。
- (2) 消費者庁は、共催の承認に当たり、必要な指示又は条件を付することができる。
- (3) 申請者は、(1)の承認通知書による通知を受けるまでは、いかなる文書、印刷物等にも消費者庁の名義を記載することができない。ただし、消費者庁が特に認める場合はこの限りでない。

7 共催承認の取消し

消費者庁は、共催を承認したコミュニケーションについて、次のアからエまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、共催の承認を取り消すことができる。

- ア 申請者及びコミュニケーションの内容が、承認依頼書及び関係資料に記載された内容と異なっていること
- イ 「6 共催承認の通知」の(2)の規定により付された指示又は条件に違反すること
- ウ 「6 共催承認の通知」の(3)の規定に反して消費者庁の名義を使用すること
- エ イ及びウに掲げるもののほか、この要領の趣旨に反すること

8 結果の報告

申請者は、「6 共催承認の通知」の規定による承認を受けたコミュニケーションが終了したときは、開催日から10日以内に第3号様式の事業報告書を消費者庁消費者安全課に提出するものとする。

9 事務主管課

コミュニケーションの共催に係る承認事務は、消費者庁消費者安全課において行う。

10 その他

この要領に定めるもののほか、地方公共団体等が行うコミュニケーションに対する消費者庁の協力等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

11 施行日

この要領は、令和4年4月4日から施行する。

第1号様式

令和 年 月 日

消費者庁消費者安全課長 殿

(申請者住所)

(申請者氏名)

共催承認依頼書

次のとおり貴庁との共催による事業を開催したく、必要書類を添えて申請いたします。

1. 事業名称	
2. 事業目的	
3. 主催者	
4. 依頼内容	
5. 開催日	
6. 開催場所	
7. 参加予定人数	
8. 特記事項	

- 【添付書類】(1) 主催する団体の規約及び組織の資料(地方公共団体の場合は添付不要)
(2) 共催を希望する事業に関わる実施要領及び経費の収支予算書(別紙)
(3) 前2号に掲げるもののほか、共催を希望する事業実施に関わる資料

第1号様式 別紙

(別紙)

収支予算書

(共催申請者)

1 収入

項目	金額 (円)	備考
合計		

2 支出

項目	金額 (円)	備考
活動費		
講師旅費 (委員等旅費)		
講師旅費 (消費者庁旅費)		
講師謝金 (諸謝金)		
印刷・その他運営費等		
合計		

第2号様式

消 安 全 第 ○ ○ 号
令和○年 月 日

殿

消費者庁消費者安全課長
(公 印 省 略)

共催承認通知書

○○年○月○日付け○○○○○○で申請のあった件については、消費者庁の共催を承認することとしましたので、通知します。

なお、事業計画に変更等があった場合は、必要な書類を添付して直ちに届け出るとともに、事業終了後は、別添様式を用いてその結果を速やかに報告されるようお願いいたします。

第3号様式

令和 年 月 日

消費者安全課長 殿

(申請者住所)
(申請者氏名)

事業終了報告書

令和〇年〇月〇日付消安全第〇号で共催の承認を受けた件について、事業が終了しましたので、報告いたします。

区分	内 容
開催事業名	
共催者	
開催年月日時間	
開催場所	
参加人数	
事業の進行概要※1	
主な登壇者	
その他の特記事項	
会場での主な質問・意見	
収支決算報告※2	

※1 当日の配布資料等の添付をもって記載に替えることができる。

※2 当該事業に要した金額を収支決算報告書（別紙）等にて報告すること。

問合せ先	団体名： 担当者名： 電話番号：
------	------------------------

収支決算報告書

(共催申請者)

1 収入

項目	金額 (円)	備考
合計		

2 支出

項目	金額 (円)	備考
活動費		
講師旅費 (委員等旅費)		
講師旅費 (消費者庁旅費)		
講師謝金 (諸謝金)		
印刷・その他運営 等		
合計		